

延岡市教育委員会社会教育課
生涯学習用タブレット端末機等貸し出し要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育課が保有するタブレット端末機(以下、端末機)の管理及び貸し出しに必要な事項を定めるものとする。

(貸し出し対象者)

第2条 端末機の貸し出しの対象となる者は、次に掲げる者とする。

(1) 社会教育課が主催する講座の受講生のうち、自身が受講する講座のリモート講義、インターネット配信を自宅等で受講する者

(2) 前1号に掲げる者のほか、社会教育課長が特に認める者

(貸し出し端末機)

第3条 貸し出しの対象となる端末機は、社会教育課が生涯学習用として保有するタブレット端末機

(貸し出し期間)

第4条 端末機の貸し出し期間は、原則として貸し出しを希望する受講生が受講する講座が実施される日を含むおおむね5日以内とする。

(貸し出し台数)

第5条 貸し出しする端末機の台数は、貸し出しを受ける者(以下、「借用者」という)1人あたり1台とする。

(貸し出しに係る費用)

第6条 端末機の貸し出しは無料とする。

2 端末機の使用に係る通信料は借用者が負担する。

(貸し出し申請)

第7条 端末機の貸し出しを希望する受講生は、端末機を借り受ける日までにタブレット端末機借用申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(貸し出しの決定)

第8条 社会教育課長は、前条の申請書の提出を受け、端末機を貸し出すことが適当と認めるときは、当該申請を行った者に対して端末機の貸し出しを決定するものとする。

(借用者の遵守事項)

第9条 借用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 端末機を貸し出しの目的以外に使用してはならない。

(2) 社会教育課長の許可なく、端末機に対してソフトウェアのインストール及びアンインストールしてはならない。

(3) 端末機に、イヤホン、ヘッドセット以外のものを接続してはならない。

(4) 端末機にデータを保存してはならない。

(5) 端末機を借用者以外の者に譲渡、転貸、または営利目的で使用してはならない。

2 借用者は、端末機の使用及び取扱いに際して、細心の注意をもって行うものとする。

(借用者の届出義務)

第10条 借用者は、端末機について破損、汚損、紛失、または不具合が生じたときは、「生涯学習用タブレット端末機破損等届出書」(様式第2号)により速やかに社会教育課長に届け出なければならない。

(損害賠償等)

第11条 借用者は、その責めに帰すべき事由により、貸し出した端末機を紛失、又は、破損したときは、社会教育課長の指示するところに従い、借用者の負担において補修、又は、損害を賠償するものとする。

2 端末機の使用に伴い発生した損害については、借用者が負担するものとする。

(返却)

第12条 借用者は、端末機の貸し出し期間が終了したときは、速やかに端末機を返却しなければならない。

2 社会教育課長は、第1項の規定により端末機の返却を受けたときは、端末機の破損、汚損、動作の状況を確認するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は社会教育課長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。